

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和8年6月19日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和8年6月19日（金曜日）

午前9時58分開議

午前11時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

報告第1号 令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 令和7年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第14号 専決処分の報告について

報告第20号 地産地消の推進に関する施策の報告について

報告第21号 い業振興に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①令和7年8月豪雨からの復旧・復興に向けた取組み状況について

②営農継続に向けた取組みについて

③農業研究センターにおける高温対策の試験研究について

④水産研究センター赤潮対策プロジェクトチームの取組みについて

出席委員（8人）

委員長 荒川 知 章

副委員長 城戸 淳

委員 前川 收

委員 吉永 和世

委員 緒方 勇二

委員 竹崎 和虎

委員 幸村 香代子

委員 住永 栄一郎

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 深川 元樹

理事

（食のみやこ推進担当）

兼食のみやこ推進局長 間 宮 将 大

政策審議監 元 田 啓 介

生産経営局長 山 本 剛 士

農村振興局長 野 入 正 憲

森林局長 野 間 圭

水産局長 那 須 博 史

農林水産政策課長 紙 屋 勝 良

団体支援課長 中 村 寿 克

政策調整監 吉 田 耕 起

流通アグリビジネス課長 渡 辺 陽 司

農業技術課長 福 永 哲

農産園芸課長 林 田 慎 一

畜産課長 米 森 敬 悟

担い手支援課長 杉 谷 将 洋

首席審議員

兼農村計画課長 大 森 直 樹

農地整備課長 大 石 靖

むらづくり課長 宮 川 和 幸

技術管理課長 久保田 英 誠

森林整備課長 田ノ上 真 司

林業振興課長 藤 田 隆 利

森林保全課長 野 田 貞 幸

水産振興課長 山 下 博 和

漁港漁場整備課長 植 田 光 和

農業研究センター所長 徳 永 浩 美

事務局職員出席者

議事課主幹 中 野 千 春

政務調査課主幹 若 杉 健 介

午前9時58分開議

○荒川知章委員長 ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、深川農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いいたします。

○深川農林水産部長 農林水産部でございます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、2点御報告させていただきます。

まずは、1点目の災害の未然防止の取組でございます。

本年は、平年並みの6月4日に、熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りをしております。

出水期を迎えるに当たりまして、毎年5月上旬から、山地防災パトロールや治山施設の点検等を行っておりまして、地域住民の方々などに実施状況を周知し、防災意識の向上を図っているところでございます。

また、治水協定に基づく農業用ダムの事前放流につきましては、市町や土地改良区と実施手順、連絡体制を確認するなど、着実に取組を推進しているところでございます。

特に、昨年8月豪雨により被災した農業用排水機場におきましては、仮設電源の設置や応急ポンプの設置による仮復旧工事を実施しておりまして、暫定稼働を行える体制を整えているところでございます。

近年、自然災害の激甚化、頻発化が進んでおりますが、被害を未然に防ぐため、引き続

き、緊張感を持って、防災対策を徹底してまいります。

2点目でございます。

中東情勢の緊迫化による農林畜水産業への影響についてでございます。

5月29日に、庁内に中東情勢に伴う原油関連物資高騰対策本部を立ち上げ、現状を共有するとともに、国の補正予算への対応等を検討してきたところです。

農林水産部におきましても、農林漁業者の資金繰りに対して、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金への上乗せ利子助成により、貸付け5年間の無利子化を図ることとしております。

また、国では、農業水利施設の電気料金高騰対策が示されたところでございまして、県としても、農林漁業者への影響を最小限に抑えるため、迅速に対応できるよう、引き続き、国の動きを注視しつつ、現場の状況把握に努めてまいるところです。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、補正予算関係として、国の経済対策を活用したスマート農業の推進や種バレイシヨの産地育成に必要な機械等の導入支援、市町村における土地改良施設の緊急対応及び中山間地域における集落のネットワーク化推進に要する経費等、8億1,000万円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせまして836億円余となります。

次に、報告関係では、令和7年度一般会計に係る明許繰越し及び事故繰越しにつきまして、職員の交通事故に係る専決処分について、また、地産地消の推進及びイ業振興に関する施策についても御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えて、その他報告事項としまして、4件報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○荒川知章委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係について説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

令和8年度6月補正予算総括表でございます。

表の左から3列目、(B)欄が6月補正額で、欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の6月補正の合計額は、8億1,100万円余の増額補正でございます。

農林水産部の6月補正後の総額は、一番右の合計の欄の一番下になりますけれども、合計額のとおり836億円余となっております。

この後、主なものを各課から御説明いたします。

農林水産政策課からは以上でございます。

○福永農業技術課長 農業技術課でございます。

2ページをお願いします。

2段目の農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業につきましては、農業支援サービス事業の展開やスマート技術体系への転換を加速化するため、農業支援サービス事業者等が行うスマート農業機械の導入等に対する助成でございます。

農業技術課は以上でございます。

○林田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

2段目の野菜振興対策費の説明欄、くまもと露地野菜シェア拡大支援事業は、バレイシヨ等の生産拡大や労働力不足への対応のために必要な省力作業機械の導入等に対する支援を行うものですが、今回、露地野菜事業者が新たな種バレイシヨの産地形成を支援する国事業に取り組むことから、増額をお願いするものでございます。

農産園芸課は以上です。

○米森畜産課長 畜産課です。

4ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、畜産関係事業国庫返納金は、物価高騰対応の臨時交付金により実施しました配合飼料価格安定制度に係る生産者負担金の一部助成について、事業費確定に伴う国庫支出金の返納です。

畜産課は以上です。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。

5ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、土地改良事業国庫支出金等返納金は、農業生産基盤整備事業等の事業費確定に伴う市町村等負担金の返納金です。

4段目の土地改良施設維持管理事業費の説明欄、土地改良施設突発事故復旧・防止事業は、土地改良施設の突発事故時における緊急対応を実施する市町村に対する助成です。

農地整備課は以上です。

○宮川むらづくり課長 むらづくり課でございます。

6ページをお願いします。

2段目の山村振興対策事業費の説明欄、中

山間地域等直接支払事業は、中山間地域における農業生産活動の維持、発展に向けたネットワーク化推進に要する経費でございます。

むらづくり課は以上です。

○田ノ上森林整備課長 森林整備課でございます。

7ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、2段目、3段目、いずれも森林施業の集約化を促進する森林整備地域活動支援交付金事業の過年度の支出につきまして、市町村の交付金返還に伴う国への返納金等に係る補正となっております。

森林整備課は以上です。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページから42ページまでは、昨年度9月、11月、2月の定例会及び1月の臨時会において御承認をいただきました令和7年度一般会計繰越明許費の御報告でございます。

私のほうから、8ページの総括表で一括して御説明をさせていただきます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で、856件、499億円余の繰越しとなっております。

繰越しの理由につきましては、左の内訳欄に3つ整理をさせていただいております。

計画に関する諸条件は、各種協議や地元との調整に不測の日数を要したものや国の補正予算に基づくもので、交付決定が年度末になり、工期の確保ができなかったものなどで、631件、420億円余となっております。

資材の入手難は、建築、土木資材等の入手や労務者の手配に不測の日数を要したもので、144件、59億8,000万円余でございます。

その他は、用地や補償の交渉、工法の検討

や資材の運搬路の調整等に不測の日数を要したものなどで、81件、18億7,000万円余となっております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、43ページをお願いいたします。

ここからは、事故繰越でございます。

令和7年度一般会計事故繰越し繰越計算書総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で127件、91億4,000万円余の繰越しとなっております。

事故繰越の詳細につきましては、この後、各課から主なものについて御説明を申し上げます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○福永農業技術課長 農業技術課でございます。

44ページをお願いします。

農業研究センター施設改修事業費につきましては、農研センター本部の畜産浄化槽の工事におきまして、工事着手後の設計変更に伴い追加する電気設備操作基盤の半導体関連部品の調達に不測の日数を要したものでございます。今月末の完了を予定しております。

農業技術課は以上でございます。

○林田農産園芸課長 農産園芸課です。

45ページをお願いいたします。

1段目の産地パワーアップ事業費では、集出荷貯蔵施設の整備において、建築工事の現場作業員の確保ができなかったこと、また、低コスト耐候性ハウスの整備において、鋼材の納品が遅延したことから、繰り越すものでございます。

2段目の農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業費では、集出荷貯蔵施設の整備において、建築工事の現場作業員の確保ができなかったことから、繰り越すものでござい

す。

また、いずれの事業も年度内に完了する予定でございます。

農産園芸課は以上です。

○米森畜産課長 畜産課です。

46ページをお願いします。

家畜市場再編整備支援事業費は、大津町にあります熊本県家畜市場が、県内の家畜市場の統合に合わせ、同一敷地内に新たに家畜市場を新設するものです。周辺地域における建設工事増加の影響により、施工業者における人員の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したものです。年度内の完了を予定しています。

畜産課は以上です。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。

47ページをお願いいたします。

最上段、地域密着型農業基盤整備事業費から、48ページ2段目の土地改良施設等総合マネジメント事業費までの5つの事業につきましては、農地や農業用施設、農地防災施設などの整備を行う事業です。

48ページ、最下段の団体営農地等災害復旧費は、農地や農業用施設の災害復旧事業です。

以上、6事業、38件の工事につきましては、関係機関や地元関係者との協議に不測の期間を要したもののや、災害復旧工事への優先対応により、施工業者において人員の確保ができず、工期内での施工が困難になったものの、資材確保に不測の日数を要したことなどが事故繰越の主な理由となります。

なお、繰り越した工事につきましては、いずれも施工業者との契約を締結しており、年度内完成を目指し、事業の進捗を図ってまいります。

農地整備課は以上です。

○田ノ上森林整備課長 森林整備課でございます。

49ページをお願いいたします。

1段目の間伐等森林整備促進対策事業費につきましても、搬出路の被災や人員不足等によりまして、事業実施に不測の日数を要したものでございます。こちらについては、年度内の完了を予定しております。

森林整備課は以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課です。

50ページをお願いします。

1段目の林業・木材産業生産性強化対策事業費につきましても、全国的な変圧器の供給不足により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したものの1件です。

2段目の県営林道事業費は、労働需要の増加により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したものの4件です。

3段目、過年林道災害復旧費、4段目の現年林道災害復旧費につきましては、他の災害復旧工事との調整が必要となり、工事施工に不測の日数を要したものが合計23件です。

いずれも年度内完了を予定しております。

林業振興課は以上です。

○野田森林保全課長 森林保全課でございます。

51ページをお願いします。

最上段の治山事業費から最下段の緊急治山事業費、続いて、52ページの単県治山事業費、現年治山災害復旧費は、山地災害からの復旧、または災害の未然防止を図る対策です。

この5事業39件については、関係機関や地元関係者との協議、あるいは他の災害復旧工事との調整に不測の日数を要したもののや、施工箇所の拡大崩壊等により、工法検討等に不

測の日数を要したもの、労働需要の増加により、施工業者において人員の確保ができなかったことなどが事故繰越に至った要因でございます。

繰越しを行った箇所については、いずれも年度内の完了を予定しております。

森林保全課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

53ページをお願いします。

1段目の漁村再生交付金事業費は、漁村の再生を図るための生産基盤と生活環境の整備に要する経費で、佐伊津漁港の浮き桟橋設置工事において、資機材の確保に不測の日数を要したものです。

2段目、水産流通基盤整備事業費は、流通の拠点となる漁港において、品質衛生管理の向上等に資する漁港整備に要する経費で、牛深漁港の屋根設置工事に伴い、既存施設の一部撤去が必要となり、計画変更が必要となったものです。

3段目、水産生産基盤整備事業費は、水産物の生産機能強化を図るための漁港施設整備を行う市町に対する助成で、天明漁港のしゅんせつ工事において、令和7年8月豪雨により大量の土砂が堆積し、撤去に不測の期間を要したものです。

繰り越した地区につきましては、いずれも年度内完了を予定しております。

漁港漁場整備課は以上です。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

54ページをお願いいたします。

報告第14号、専決処分 of 報告でございます。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定を報告させていただきます。

内容は、次の55ページにより説明させてい

たきます。

事故の概要ですが、令和7年12月12日に山鹿市鹿央町で発生した交通事故に伴うものでございます。

事故の当事者は、鹿本地域振興局農業普及・振興課参事で、相手方は個人の車両でございます。

資料の一番下に、6、交通事故の状況がございます。御覧ください。

職員が運転する公用車が、県道を走行中に、交差点で右方向から進入してきた相手方車両と衝突、相手方車両は県管理のガードレールにも接触したものでございます。

4の過失割合のとおりでございまして、相手方の賠償責任が80%となっております。

それに伴いまして、5、損害額及び損害賠償額のとおり、ガードレールへの損害も含め、相手方の負担額から、相手方の物損で県の負担額を差し引いた損害賠償額154万7,168円を賠償していただくことで和解したものでございます。

交通安全意識の徹底につきましては、折に触れて部内に周知しているところでございますけれども、引き続き注意喚起を行ってまいります。

農林水産政策課からは以上でございます。

○渡辺流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

56ページをお願いいたします。

報告第20号、地産地消の推進に関する施策の報告についてでございますが、めくっていただいた63ページからの概要で説明をいたします。

まず、1、地産地消の推進に関する施策の報告については、平成21年に制定されたくまもと地産地消推進県民条例の第10条第2項に基づき、本年度当初予算における地産地消の推進に関する施策を議会に報告するものです。

次に、2、報告の内容です。

地産地消の推進につきましては、同条例に加えて、昨年7月に策定された「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンにおいても重要な取組として位置づけております。

令和8年度におきましても、地産地消の推進に向けて、12部局、76施策に取り組んでまいります。

前年度報告から施策数が4つ減少しておりますが、これは、重点支援交付金を活用して、2月補正で予算措置をして、今年度に全額繰り越したものが2部局、11施策あるため、合わせますと、前年度よりも施策数は増加しております。

本資料の75、76ページに、2月補正分を、今回の議会報告には含まれませんが、参考として掲載しております。

本年度の主な取組計画として、(1)県民の県内農林畜水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成について、地産地消への関心を喚起し、消費行動につなげるために、SNS等を活用し、効果的な情報発信を展開してまいります。

(2)安全安心で高品質な農林畜水産物等の生産と高付加価値化について、生産者や食関連企業、行政等、地域が一体となったコンソーシアムの組織化と拠点となる施設の整備等を進め、稼げる農林畜水産業の実現を目指してまいります。

(3)県内農林畜水産物等の流通の促進及び消費の拡大につきましては、県内各地の食を集めた大規模イベントの開催等の支援により、食への理解醸成や消費拡大を目指してまいります。

次ページ以降で、各部局、各課の施策の概要を紹介しております。

流通アグリビジネス課からは以上です。

○林田農産園芸課長 農産園芸課です。

77ページをお願いいたします。

報告第21号、い業振興に関する施策の報告についてです。

概要につきましては、79ページで御説明いたします。

まず、1のい業振興に関する必要な施策の報告につきましては、熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例第4条第7項の規定により、毎年度、い業振興に関する必要な施策を報告するものです。

次に、2、報告の内容ですが、(1)い業振興に向けた施策として取り組む5つの事業と、(2)県有施設での県産いぐさ・畳の利用促進に係る4つの事業を報告いたします。

(1)の①いぐさ産地復興総合支援事業は、関係機関が行う各種活動を支援するとともに、機械化体系維持や技術継承、イグサ畳表のPRに取り組み、産地の維持と令和7年8月豪雨からの復興につなげるものです。

②いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業は、イグサ専用機械の導入や機能強化を支援するもので、イグサの機械化体系による生産体制を強化していくものです。

③くまもと畳表価格安定対策事業は、畳表価格が下がった際に、国の事業と連動し、補填率が平準化するよう県で上乗せ助成するので、これにより生産者の経営安定を図ります。

④熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速化事業は、2割のプレミアムつき商品券発行により、県産イグサ畳表を使用した畳表張り替えや畳新調を推進するもので、県産イグサ畳表の消費拡大を図ってまいります。

⑤いぐさラボによる産地復興支援事業は、イグサを使った新商品づくりの支援を行ういぐさラボをアグリシステム総合研究所に設置するものです。

(2)県有施設での県産いぐさ・畳の利用促進については、県有施設での県産イグサ畳の利用を促進するもので、⑥から⑨の事業で職員住宅や県営住宅等での利用促進を図ってま

います。

なお、参考として、80ページは、昨年の豪雨災害に関する支援策を掲載しております。浸水したイグサ原草や畳表の撤去及び被災した専用機械の再取得や修繕を支援しております。

農産園芸課からの報告は以上でございます。

○荒川知章委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 6ページ、むらづくり課で御説明をいただきました中山間地域直接支払制度についてでありますけれども、ネットワーク化を推進する経費として500万計上してありますが、そもそも中山間地域直接支払制度というのは、かなり何年も前からあつてやつで、中山間地域をしっかり維持していくためには絶対に必要な制度だと私は思っております。

今回、新たになのかどうなのかちょっとよく分かりませんが、いわゆるネットワーク化ということの中身をちょっと教えてもらいたいというふうに思っております。それが1つです。

それと、次は、繰越明許の件で事故繰りの話ですね。

繰越明許そのものは、これはもう今の予算編成のありようの中で、事業費予算というのは、結構補正予算中心に組まれてしまうから、年度末ぎりぎりに予算が通って、1年目ですぐ明許繰越しという形にならざるを得な

いという、それはよく分かっております。

その後の事故繰りについても、やっぱり発注時期が遅れることによって、どうしても事故繰りが生まれてしまうという、そのこともよく私は理解しておるつもりでありますし、その事故繰越を恐れて、事故繰越になるかもしれないという、その恐れの中で事業に手を挙げないというようなちゅうちょをするよりも、やっぱり積極的にしっかり手を挙げていただいて、それぞれの皆さん方の要望に応えていけるような事業体制をつくるということは、とても大切なことだというふうに思っております。

そこでありますが、45ページですね。これは全体の農産園芸課のほうで事故繰越のお話が出てきておりますけれども、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業費ということで、これ5年間にわたり農水省が今の農業体制をもうちょっと規模拡大しながら、例えば、農地の面積を広げて合理化していきましようという別枠予算、幾らだったかな、5兆円ぐらいだったと思いますけれども、5年間でという予算を、去年かおとしぐらいから始めたじゃないですか。あの予算だと私は勝手に考えておりますが、違うなら違うという話にさせていただきたいんですけれども、仮に、あの予算だと前提にして、その利用状況ですね。合理化事業をしっかり使わないと、この後、やっぱり高齢化していく農家の皆さん方が合理化をしていかないと、なかなかついていけないという状況にもなるんでしょう。

ただ、それは、例えば、カントリーエレベーターのことをやるとすれば、2か所、3か所一緒に合算しながら、要するに規模を拡大して回収するという、そういうところをちゃんとお手伝いしますよという話での合理化事業だったと思いますが、現状、事故繰りになつてることの中身は、労働需要の逼迫ということにはなっておりますけれども、まずは、

この再編事業のほうで、現状、熊本県内でどういう取組がなされているのかについて教えてください。

そしてもう1つは、最後に、労働需要の逼迫という言葉がたくさん出てきます。事故繰りの要因として、労働需要の逼迫と。労働需要が増加することによって、いわゆる事故繰りになったんだということになっているようでもありますけれども、さっき言ったように2つあると思うんですね。

1つは、まさしく労働需要とか、そういった物が入ってこない、材料が入ってこないという状況による事故繰り、もう一つは、いわゆる発注時期が遅れる、これは、いわゆる補正予算で予算が組まれる、国のほうが補正予算で予算が組まれることによって、当初予算とは違って、そもそも窮屈な設定にならざるを得ないということによるものもあると思いますが、そのことはほとんど触れてはいたわけではありますが、そういう課題も多分内在しているというふうに私は思っておりますが、その整理はできてますか。

つまり、例えば、産地パワーアップ事業であつたら、ほとんど補正でしか出ないですね。そしたら、1回繰越明許しても2年使えるのが、そもそも1年目は、何か月もないような状況にもなるわけではありますが、それが事故繰りが増えている要因になるのかどうか。

それともう1つは、労働需要の逼迫という、その内容について、なぜそうなっているのかについて、どなたかまとめて説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○荒川知章委員長 では、まずは宮川むらづくり課長。

○宮川むらづくり課長 むらづくり課でございます。

中山間地域直払いに関しますネットワーク化について御説明させていただきます。

まず、ネットワーク活動の定義ですけれども、複数集落の協定間で活動の連携を図ることとなっております。事例としましては、共同事務所を設定する、または機械などを共同で持つ、あと、事務所の運営を一緒にするなど、そういったことで、複数の集落で10ヘクタール以上の統合をやることによりまして、ネットワーク化加算ということが言われております。

その中で、熊本県の場合、このネットワーク化を活用してますのが、上天草市1地域しかありません。中山間地域以外の多面的協議会につきましては、広域化と言ってますけれども、広域化については17市町村が既に取り組んでおりまして、中山間地域のネットワーク化がなかなか進んでいないということもありまして、全国的な流れです。

このため、国のほうで中山間地域も多面も同じように連携してやることを推進するような組織をつくったらどうだということで、この500万を活用しながら、中山間地域もネットワーク化を取り組もうと思っております。

そのために、今回この500万を計上させてもらいまして、今までもネットワーク化というのは言われてたんですけれども、新たに、なかなかできてないということで、推進組織をつくり上げるための予算ということで計上しております。

むらづくり課は以上です。

○前川収委員 一応全部聞いた上で……。

○深川農林水産部長 今、前川委員のほうから、農業構造転換集中対策の件についてお尋ねがございました。

ページ数でいきますと、45ページですかね。

この農業構造転換集中対策期間というの

は、令和7年度から令和11年度までの5年間、国のほうでは2.5兆円の予算を確保しております。その間に農業構造の転換を促していくということでございまして、大きな柱が4つございます。

1つ目が、いわゆる大区画化でございます。2つ目が共同利用施設の再編集約合理化、そして3つ目がスマート農業技術、新品種の開発等でございます。4点目が販路拡大を通じた輸出産地の育成、この4点でございますので、先ほどの繰越しの点を含めまして、以上4点につきましては、一つずつ関係課長のほうから御説明させていただきます。

まずは、大区画化のほうから。

○大森農村計画課長 農村計画課でございます。

今農業者が減少する中で、やっぱり生産性を上げていかないといけない、営農効率化させないといけないという、そういった課題意識がございまして、今回、農水省のほうで、営農効率化させる、農業を持続可能な形にさせていくために、農地の大区画化、これまでは5反以上という形でしておりましたけれども、今回、農水省のほうでは、1ヘクタール以上を大区画化というふうに定義をいたしまして、これを積極的に進めていこうというものでございます。

農地整備に関しては以上でございます。

○林田農産園芸課長 委員から御質問のありました農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業、これも国が言ってます農業構造転換集中対策期間内に位置づけられた事業でございまして、今年度につきましては、国のほうで、補正と当初合わせまして800億円以上の予算が組まれているというような事業でございます。

事業の内容につきましては、カントリーとかライスセンター、選果場あたりの再編、2

つを1つにしたりとか、あとは合理化ですね。ちょっとこのところが機能が古いとかというときに機能向上させたりと、そういったものに使う事業でございます。

今回事故繰りしました事業につきましては、令和6年度の補正、7年の2月補正で予算化して、そのときに採択されました事業でございまして、令和7年の3月に採択されております。ですので、まだ実質1年しかたっていないというようなことで、これが1発目の再編合理化の事業に取り組んだ事業でございます。

その後も事業の申請がございまして、令和8年度までに9地区、60億円程度の事業費で、この再編合理化の事業に今取り組んでいるところでございます。

農産園芸課は以上です。

○福永農業技術課長 スマート農業関係をお答えさせていただきます。

説明資料の2ページの先ほど御説明した事業なんですけれども、国の7年度の補正で156億円ほど予算がついております。6年度の補正額は100億円程度でしたので、1.5倍予算も増額をされております。

県内の状況でいきますと、まず、2月補正で8,600万ほど予算化をさせていただきました。追加要望等が現場のほうからございましたので、それに対応する分ということで、今回、6月補正でも要求をさせていただいております。

非常に国の予算のほうも現場のニーズに合うような形で措置をされておりますので、しっかりこの予算を活用しながら、スマート農業の現地実装を進めてまいりたいというふうに考えております。

農業技術課は以上でございます。

○吉田食のみやこ推進局付政策調整監 輸出に関する質問にお答えいたします。

輸出に関しては、GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業というものがございまして、これについては、地域の関係者、これで組織する輸出推進体制の下、海外の規制ニーズに対応して、輸出向けに生産や流通体系の転換を行う地域の取組を支援するという事で、輸出の産地づくりを行っておりまして、県内においては、JA熊本経済連と連携しまして、令和5年度から取り組んでいることとございます。対象としましては、台湾向けのイチゴ輸出、それから、その輸出に係るパッケージ作成等を行っております。

また、あわせて、輸出に関する施設の整備ということで、HACCP事業というものがございまして、これについても、併せて取組を実施しているところでございます。輸出に関しては、年々輸出額が増加しているということとございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今回の事故繰越の内訳としての分析でございますけれども、委員御指摘のように、構造転換集中期間対策が動き出す、そういったものも含めまして、補正予算を主体的に取組を行っている部分というのも非常に多いでございます。ですので、農林水産部につきましては、その部分の影響というのが、柱としては、まずベースにあるかと思えます。

昨年度の事故繰越に対しまして、昨年度が136件の72億ほどが事故繰越でございました。要は、金額的にはやはり増えているという状況でございます。

これを鑑みますと、労働力不足、それから資材の入手困難というものも絡んで、やはり事故繰りになる機会が少し増えているのかなというふうに――詳細は、すみません、分析はしておりませんが、認識をしているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 御説明ありがとうございます。

まず最初に、中山間地域の話なんですけれども、ネットワーク化ということで、多面の話は、土地改良区が事務局になられたり、様々な事務局を設けながら、ある程度横の広がりもできているんでしょうけれども、初めて聞きました。ほかの地区との連携をするということは、おっしゃったように、上天草しかやらないということは、僕らが知る由もないということなんですけれども、それをやることによって、新たな上増しというんですか、補助が出ますよとか、そういう話なんですかね。

中山間地域は、私の認識で言えば、ほとんど市町村が全体管理をしながら、あとは集落単位でやってらっしゃると。その集落に営農組合があれば、その集落がそのまま営農組合になってもらえばいいんでしょうけれども、場所によっては、やっぱり集落単位でその営農組合があるようなところは、むしろ少ないんじゃないかなと思ってまして、どういう組織を使って、まずは、ネットワーク化は、横と横をつなぐわけですけども、そもそもつながるものがどういう組織になるのか、どういうイメージを持ってらっしゃるのか、ちょっと私イメージが湧かないものですから、そこを教えてください。

○宮川むらづくり課長 むらづくり課でございます。

まず、中山間地域ですけども、平地に比べまして、やはり人口減少、高齢化が進んでいるということで、集落単位の活動と言われても、なかなか高齢化してしまっております。

この中山間直払いについては、今後5年間活動しなければならないというふうなことで、5年先のことを不安がられる組織が多い

ということで、集落の中でも、その中の自治会とかそういった単位で大体まとまっています。その中のまとめ役の方々が、もう70代、80代となりまして、今後5年間そういう運営ができないなということから、令和6年から令和7年に変わった時点で、期別が変わったんですけれども、その5年間に切り替わりましたけれども、そのときに県内で約1,900ヘクタールほど減っております。

それが全国的にもありまして、期別が変わったときに、やはり減っていくというふうな傾向がありまして、そこを集落の方々が安心してできるようにということで、まず、広範囲でできるような形を取ると。そこを指導できるような形で組織をつくっていききたいということで、多面と同じように組織をちゃんとつくっていくということもありまして、令和9年度の県組織をつくっていくために、今回予算を計上しています。市町村単位の協議会は、中山間地域はないものですから、そこを今後進めていきたいというふうに考えております。

むらづくり課は以上です。

○前川収委員 後のことは、また後でコメントしますけれども、ぜひ、もう本当に中山間地域は今困ってて、担い手がいないというのが大前提で、お年寄りというかな、その人たちがまだ担い手なんだけれども、高齢者の方たちが必死になって自分たちの農地を守っているというのが、本当に現状だということの認識の下に、横のつながりも広げていただきながら、やっぱり中山間地域の農業を守ることについては、今おっしゃったように、自治会、もう多分自治会以外はないだろうなというふうに私も思ってますけれども、それぞれの市町村が範囲を決めた自治会というのをつくってらっしゃいますので、その自治会の単位を大事にしながら、市町村が起点となって、市町村がやっぱり動かないと。自

治会というのは、そもそも市町村が指定している自治会ですからね。区長さんがそれぞれにいらっしゃるということですので、目的意識を持った動きをしっかりとやってください。大変だと思いますけれども、期待しております。よろしくお願いします。そっちはもういいです。

それと、繰越明許の話なんですけれども、まずは繰越明許として、ここには一律にぼんと書いてありますけれども、私が見るときに、いわゆる発注時期の問題、補正予算の問題、これが起因して事故繰りになってるんだということはどこにも書いてません。

でも、それは皆さん、正当にしっかり仕事をやって頑張ってるけれども、補正予算であるがゆえに、事故繰りという、その事故繰越という言い方がどうかとも思いますけれども、そうならざるを得ない事業については何かマーキングしてもらって、それと、逆に言えば、本当に事故繰越、従来、今までやっぱり計画がちょっと甘かったとか、同意を取るのが難しかったとか、本当に事故繰りになっているのが見えなくなってしまうというのが、混ざってしまうから、今後は、そこをちょっと表現として見てもらいたいと思うんです。

補正予算でやる以上、発注時期も遅れてしまっていて、一般的に事故繰りになる2年間という期間がないと、さっき御説明いただきました。そのとおりだと思います。じゃなくて、ちゃんと期間はあるけれども、ほかの要因で、いわゆる計画どおり完成できなかったというものについて分かるようにしてもらえればありがたいです。よろしくお願いします。

それと、最後の共同施設利用型の5年間2兆5,000億の話なんですけれども、これは今やっとなないと、本当にこの後、わざわざ政府は別枠ですと、通常予算の上乗せの別枠予算として新たな制度をつくったということですので、これをどれだけ手を挙げ、手

挙げ方式でしょうから、国のほうから、あれをやりなさい、これをやりなさいとおっしゃるわけじゃなくて、熊本県から手が挙がらなければゼロです。

やっぱり地域の皆さんとしっかり話をしながら、手を挙げていってほしいというふうに思いますので、ぜひ、今じゃなくていいので、手が挙がっているところと、挙げようと思って皆さんと相談なさっているところと、どの程度県内で把握できているのか。5年間という期間限定ですから、そのうちやってくださいじゃなくて、やっぱりもうスタートしておかないと、多分間に合わないでしょう。

農業用施設というのは、100%公費でやるわけじゃなくて、受益者負担が伴う事業がほとんどですから、利用される皆さん方の合意ができないと、事業としてはできないですね。普通の道路や橋や河川工事をやるのとはちょっと違いますから、その点の見込みをしっかり持ってやっていただきたいし、見込みが5年間でどの程度まで熊本県が取り組めるのかという想定があれば、また教えてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○荒川知章委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

○緒方勇二委員 すみません。2ページと6ページの農業の構造転換事業の中で、スマート農業も位置づけられました。中山間地域の直接支払いのネットワーク加算の推進についても説明いただきました。

大前提として、まずお尋ねしたいんですけども、国の調べで新規就農者が5年ぶりに増加したというふうに聞いてます。で、その内訳ですね。私の肌感覚でいくと、新規就農者が、雇用就農とか、そして女性が増えているんじゃないかなと思いますけれども、本県

の状況、まず大前提としてお尋ねします。

それから、大規模農家の定義。

これは、まずもって、うちの県として大規模農家の定義を教えてくださいませんか。それからお尋ねしますので。

○杉谷担い手支援課長 担い手支援課でございます。

新規就農者の状況についてでございます。

こちらにつきましては、毎年2月の定例常任委員会のほうで報告をさせていただいておりますけれども、再度ちょっと繰り返しのうかと思いますが、御報告申し上げます。

昨年度の調査におきまして、こちらは令和7年度の調査になりますが、こちらにつきましては、令和6年5月から令和7年4月までの県内の新規就農者につきまして調査したものでございます。

総数は、384人ということで、昨年度より8名増加をしているというふうなことでございまして、内訳としましては、新規学卒就農者が前期より21名増えまして43名、Uターンの就農者が3名ちょっと減になりますけれども86名、また、非農家出身の新規参入就農者につきましては、5人増加しまして97人というふうなことから、新規自営の就農者全体では、23人の増ということで、226人というふうなことでございます。また、農業法人等の新規雇用就農者につきましては、15人の減ということで、158人というふうなことでございます。

委員御指摘の男女別というものにつきましては、すみません、こちらのほうでちょっと手持ちがございませんものですから、そこらは、また後ほど確認しまして、御報告させていただければと思います。

○緒方勇二委員 大規模農家の定義は、30ヘクタール以上を自作営でやっているとか、何かあるんですか。

○杉谷担い手支援課長 申し訳ございません。

正式にはちょっとまた確認をしたいと思います。たしか委員御指摘の30ヘクタールというようなところだと思いますが、ちょっとまたそこも再度確認させていただければと思います。申し訳ございません。

○緒方勇二委員 それじゃ、2ページのスマート農業の機械等の導入等に対する助成ですね。非常に問合せは多いんだと思いますけれど、まず、そもそもこれに興味を持つ人は物すごく多いんですけど、受託作業をする方たちとか、今後の離農する平均年齢が65歳以上の小規模農家も含め考えていったときに、中山間地域の農地をどう維持していくかといったときに、農地のいろんな農業機械を集積、集約がなかなかできてないんですよ。そもそも機械を運搬するんですよ、すごく。これに対する支援が先じゃないかなと私は思ってるんですね。

例えば、車を運ぶ車載機の運搬トラック、これは汎用性があるから該当しないということでもありますけれど、こういうものがあると非常に省コスト化できるし、省力化できるんですね。それから、俗に言うトラッククレーン付きのユニック車、こういうのがあると、非常に農家は大規模化ができるし、集約化ができるし、結果、集積化が進むんだろうと思いますけれども、これがなかなか補助要件に該当しない、この汎用性という言葉の下ですね。

ですから、スマート農業の推進ということですけど、その大前提として、こういう汎用性の高い部分についても、何がしかの支援が必要じゃないかなと思うんですけど、そこをお尋ねします。

それから、すみません、6ページのほうですけど、ネットワーク加算でと、うちの県

は広域化ということを随分やられているんだろうと思いますけれども、共同利用とか、機械の。

例えば、これで考えたときに、私、球磨郡ですから錦町。これは、錦町は知事特認で中山間になりましたよね。このことをもって、中山間の集落協定等が進んだりとか、あるいは機械の利用の共同化が進んだとか、農地の集積化が進んだとか、今までなかったわけですから、結果、これによって進んだのかどうかを、まず教えていただけないか。

○福永農業技術課長 農業機械の御質問で、確かに御指摘がありましたとおり、専門性の高いスマート農業機器が今補助対象になってございます。

お話ありましたとおり、汎用性のあるものについては、なかなか認められないということがありますので、そこら辺は、現場の状況を踏まえながら、ちょっと検証もさせていただければというふうに思っております。

農業技術課は以上でございます。

○杉谷担い手支援課長 担い手支援課でございます。

今の農業技術課長とコメントはちょっとかぶる部分ございますけれども、事業要件も含めて、現場の状況も併せて確認しながら、ちょっと検討させていただければと思います。

以上でございます。

○宮川むらづくり課長 委員からお話のありました錦町の事例ですけれども、錦町の多面的直接支払いの中での活動の中で、特に知事特認を受けたことから、建設業のOBの方などが、草刈り隊といいますか、直営班というのをつくりまして、町全体を草刈りとか泥上げなどをしていただけるような直営班ができております。その多面的の直営班ができたことによりまして、錦町については広域化のほ

うもできておまして、ただ、そこが集積につながったかどうかというのは、我々のほうもちょっとデータがありますので、担い手課と一緒に分析したいと思っております。

むらづくり課は以上です。

○緒方勇二委員 スマート農業が現場のニーズにすごくマッチした支援事業だというふうの説明を受けました。であるならば、やはりスマート農業を推進する上で、現場が抱える課題、うちに入入りされる方は、自作農地は15から20ヘクタールです。そして、作業受託は30ヘクタールとか40ヘクタールされてます。しかし、ばらばらなんですね。それにみんな機械を持っていないとかぬ。これにそういう支援があると助かるんですよという声が何件か寄せられますが、ぜひ、農地を維持していくためには、そういう支援、スマート農業機械、すごく導入はありがたいんですよ。でも、その基たる部分をしっかり支援してあげないと始まらないんじゃないかなと思いますので、その辺方も現場のニーズを酌み取っていただければというふうに思います。

それから、錦町の多面のほうをおっしゃっていただきましたが、建設業のOBとかいろんな方々が、これもまさに、建設機械のオペレーターとか、一生懸命頑張っていたいで、農地の維持をやってます。

特に、あの令和2年の7月豪雨ですごく浸水しました。今まさに、農繁期はそうでもないんですけど、オフシーズンにはすごく活動されて、しゅんせつもされたり、これは農家じゃないよねというような活動ですよ、まさに。そういうことをやられて農地を維持されているわけですから、このネットワーク加算をもって、いろんなそういう広域化も含め、そういう広がりが出てきて、住民同士で、農家のみならず、全員で農地を維持していく、そして多面的機能を発揮する、それが

本当だろうと思いますから、ぜひ、こういうことを、下支えの部分も温めていただきますようにお願いします。

○荒川知章委員長 ほかに質疑ございませんか。

○幸村香代子委員 イ業振興に関する報告が先ほど行われたんですけども、令和7年に条例が策定されて、報告を委員会にしていたかどうかということで今日報告がございました。

それで、県有施設での県産イグサ畳の利用促進ということで、事業一覧ということで上げていただいておりますが、これというのは、例えば、今回条例が制定されたからこういうふうな利用になったのか、それとも、従来、県有施設においてはこうだったんですということなのかの、その説明を教えてください。

○林田農産園芸課長 今御質問いただきました畳表の県有施設での利用というのが、従来からか、それともこの条例が始まってからかということですけども、この利用というのは、従来からやられていたもので、現状もこういうふうに続けているというようなことでございます。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

結局、去年の豪雨の後、八代市さんにも聞いたんですが、イグサの農家で離農される方はいませんでしたと。非常にやっぱり頑張ってもらってるということを思いますし、いろんな助成のことも含めて支援もあったというふうに思いますが、最終的には、やはりその利用が伸びなければ、いろんな加工品とかなんかもあるんですが、最大はやっぱり畳表とか畳の利用が伸びなければ、なかなか安定した生産基盤にならないのかなというふうなことも思っています。

それで、そういった意味では、県有施設ということもあるかもしれませんが、これを、例えば、ほかの熊本県内の市町村、また、全国に、公共施設でのこのイグサの利用といったところの呼びかけというのは、どうだったのですかね。何か、ちょっとそこが積極的にやるかやらないかというところの、私もちょっと記憶が曖昧で、その辺りどうだったのですかね。

○林田農産園芸課長 全国的な呼びかけにつきましては、全国的には、JAS表示、ちょっとすみません、うろ覚えなんですけれども、そういう表示があって、何かこう指定するのがちょっと難しいというようなこともあって、全国的にはちょっと広めていないというようなことで認識しているところです。

ただ、県内につきましては、熊本県がイグサの大産地であるということ、それから、こういう条例もつくったということから、仕様書にそういうのを落とし込んで、県産畳表の使用を進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○幸村香代子委員 ぜひ、やっぱり力入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○荒川知章委員長 ほかに質疑ございませんか。

○紙屋農林水産政策課長 すみません、農林水産政策課です。

先ほど、前川委員のほうから御質問をいただきました事故繰越の内訳といいますか、いわゆる経済対策による事業がどれだけ事故繰りに回っているかという情報がありましたので、少し補足説明をさせていただければと思います。

令和7年から8年に事故繰りをした内容の中で、通常分というのが約半分でございます。で、経済対策で補正で組まれた部分が、やはり約半分ほどでございます。実際に経済対策分としては、48億円余が事故繰りに回っております。

そういった内容を、今後も引き続き分析をしながら、整理をしていきたいというふうに思います。

すみません、補足でございました。

○前川収委員 想像以上に本当の事故繰りが多いんだなというのを、今の数字を見て感じました。

○紙屋農林水産政策課長 すみません。通常分と今言いました中にも、経済対策以外にコロナの分であったり、それから豪雨の通常分であったりというようなものも実は入っております。そういったものが通常分の中には内訳としては入ってまいりますので、さらに詳細は……。

○前川収委員 ごめんなさい。簡単に言えば、当初予算で組まれた予算なのか、そうじゃなくて、秋とか冬とか、いわゆる補正予算で組まれた予算なのかが大きな違い。それはなぜかという、それは期間が違うわけですからね。そこを見える化してもらえると、何が分かるかという、今言いました、本当に事故繰りになっちゃった通常の事故繰り、今までの、が見えてくるということですから、さらにちょっと調べて教えてください。

私は、本当の事故繰りにはならないほうがいいと思ってるんですよ。補正予算の事故繰りはやむを得ないと。補正予算を遠慮して事故繰りになるから取らないと、そんなことはないです。事故繰りになってもいいから取ったほうがいいけれども、見えないでしょう、内訳が分からないと。そこをちょっと見える

化してください。

以上です。

○宮川むらづくり課長 すみません。むらづくり課ですけれども、先ほど緒方委員からありました多面と農地集積の関係についてですけれども、ちょっとデータがあったものから。

多面的支払いによりまして、地域住民の方々が、集落活動、共同活動ですが、こちらに参加されるということで、非農家の方々もそういう活動に参加されるということで、担い手の方々は、営農のほうに集中してできるということから、昨年調べたところ、相関関係としまして、それだけ多面組織のカバー率が大きければ大きいほど、集積率が高いという傾向があります。そういったデータがありましたので、御報告させていただきます。

むらづくり課は以上です。

○杉谷担い手支援課長 担い手支援課でございます。

先ほどの緒方委員の質問の一つにございました新規就農者の男女別でございますが、ここ数年、女性が大体2割、男性が8割という構成率になっております。

以上でございます。

○福永農業技術課長 先ほど緒方委員のほうからありましたスマート農業機械の関連で、運搬車の件でございます。

運搬車もいろんな要件はあるそうですけれども、認められる場合もあるということでございますので、しっかり現場の必要性に応じて、そういったところは進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 追加で説明いただき、ありがとうございました。

ぜひ、スマート農業は、現場のニーズにより近いところでやっていただければ、さらにスマート農業が展開できるんだろうと思いますから、規模拡大も含め、私の知っているところの人たちは、もう自分でトラック持って、ユニック車持って、それから建設機械まで持って、そして農地維持のために頑張っておられる皆さんでありますから、そして良質の堆肥をつくる、これで地域の農地を支えておられますから、そういうところには、しっかり現場ニーズを踏まえた上で、さらなるスマート農業の推進にお力添えをいただきたいと思います。

それから、新規就農者の男女別、これは後で聞こうと思っただけなんですが、地産地消のところで企業の参入のところが新規で上がってますけれども、まさにこういう企業が参加してくれると、女性の就農が上がるんじゃないかなと私は思ってますので、ぜひ、その辺のお力添えも含め、それには魅力あるスマート農業の推進だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○荒川知章委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 ありがとうございます。

農業振興のためであるならば、発注はどんどんやっていただきたいというふうに思いますし、前川先生もおっしゃいましたが、明許繰越し、事故繰越しを恐れずやっていただきたい。

ただ、懸念するのは、人員不足によってというのが、ちょっとやっぱり心配するところではありますが、それが慢性化するのが一番ちょっと怖いと思いますし、それが逆に農業振興にブレーキをかけてしまうようなことがあったら、ちょっと問題かなと思いますので、そこら辺しっかり調整を図っていただいて、そうならないようにしていただきたいなというふうに思います。

質問なんです、63ページの流通アグリビジネス課の報告だったんですが、県民の県内農林畜水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成と。この郷土愛の育成って、すごくいい意味でちょっと入ってきたんですけども、具体的にどういったことを取り組んでいらっしゃるのか、ちょっと御説明いただければなと思います。

○渡辺流通アグリビジネス課長 地産地消の中で、取組としまして、1つ目に、県民の県内農林畜水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成ということで、やはり地元の産物を購入していただくというところで、この取組は平成21年からスタートしておりますけれども、やはり年々、経済情勢もあると思うんですけども、県民調査の中では、地産地消という言葉は理解しているものの、それが購買行動につながっていない。

実際に購買するときに、やはり他県産と熊本県産があったときに、あえて熊本県産を選んでいる方という比率がなかなか伸びていないというところは、私どもの問題意識としてはございまして、やはりそういった部分で、2つ並んでいるときに、熊本県産が仮に若干高くても、そちらを選んでいただくというふうな意識を高めていただく、そのためには、やはり郷土愛の醸成というのも一つの方法かなと思っております。

そういったところの詳しい資料のほうが、64ページから66ページにありますけれども、この中で、やはり熊本の郷土文化ですとか、そういったところや、例えば、65ページの8番目、地域の縁がわづくり推進・支援事業の中で、地域の縁がわ取組団体等とも、そういった地域への愛着といいますか、そういったところを醸成することによって、それをやはり農林水産物にまで広げていただくとか、そういった取組を、教育分野も含めまして、各部署で取り組んでおるところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 大変大事な事業だと思いますので、少々値段が高くても、やはり地元産を選ぶ、そういった気持ちがやっぱり需要につながっていくし、需要につながるということは、生産者の方々の意欲につながっていくので、大事な事業ですので、しっかり頑張っていたきたいと思います。

○荒川知章委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について、採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒川知章委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい、異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒川知章委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告の1番目、令和7年8月豪雨からの復

旧、復興に向けた取組の状況について説明をいたします。

1 ページをお開けください。

令和7年8月豪雨では、農林畜水産業分野で約861億の被害が生じております。

その対策の初動といたしまして、被災した農業者の営農再開に向け、被災直後から、県内11か所の農業普及・振興課に営農相談窓口を設置いたしまして、技術的な支援等を実施いたしました。

また、被害の対応が異なる品目、施設ごとに重点的な取組を進めるため、野菜苗やイグサ、排水機場など、5つのプロジェクトチームを立ち上げました

農家の営農再開に向けては、生産資材の調達支援や追加的な施肥、防除に係る支援など、776経営体の早期営農再開を支援いたしました。また、冠水いたしましたトマトの苗の確保支援やイチゴの高設育苗ベンチ導入、さらには、機械、施設等の修繕支援などを、17市町において658経営体で実施しております。

中でも、イグサでは、専用機械の修繕支援を中心に、72経営体で事業費約3億円の支援を行っているところです。

加えまして、新規需要の創出の取組としては、首都圏において、イグサ畳の文化や魅力を発信するトークイベントを開催いたしました。

2 ページをお願いいたします。

林業、水産業の事業継続支援といたしまして、施設の復旧や漁場の復旧、泥土の除去等を実施いたしております。

下段の農地・農業用施設については、災害復旧の県による代行事業の実施や市町村の災害査定業務の技術的支援を行い、2,846か所で査定が完了し、304か所で本復旧工事に着手、うち100か所が工事が完了している状況でございます。

3 ページをお願いいたします。

そのほか、林道施設での迅速な災害査定や山地災害に対し107か所で対策事業の実施を決定、現在、各事業を活用し、本復旧工事に順次着手をしている状況です。

中段の漁港漁場施設では、流木の撤去や被災した漂流物対策フェンスの再設置が既に完了しております。

本災害の特徴でありました浸水被害に対しては、県土木部、さらには県関係市町村と連携しまして、令和7年8月豪雨を踏まえた浸水被害対策を取りまとめまして、3月に公表しているところでございます。

また、被災した9か所の排水機場では、今出水期前までに全施設で暫定的な対応を実施することができております。

次のページをお願いいたします。

今後の取組でございますが、現在も予算の繰越し等を承認いただきながら、まだ継続的に事業を実施しております。

農業機械や施設、林業関係施設の復旧については、令和8年度中に完了をさせることとしております。

また、市町村が行う農地、農業用施設や林道の復旧事業も、令和9年度中の復旧完了を目指して、サポートしてまいることとしております。

排水機場につきましては、最下段の農地の浸水対策の部分に記載しておりますけれども、本年度から被災施設の本格復旧工事に着手いたします。また、農業用排水機場のBCPの見直しに向け、取組を進めてまいります。

なお、今回のような浸水被害への対応としまして、災害応急用ポンプを土地改良区等へ今年度から順次配備を予定しております。

最後のページは、農林水産部で実施いたします施策のロードマップを示しておりますが、引き続き、計画的に復旧、復興が進められるよう、着実に進めてまいりたいと思っております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○大森農村計画課長 農村計画課でございます。

報告資料2、営農継続に向けた取組について、農村計画課と畜産課から御報告させていただきます。

資料は、次の1ページでございます。

昨年12月の常任委員会で御説明した内容から取組が進んだ箇所に下線を引いておりますので、その部分を中心に御説明させていただきます。

まず、資料一番上の菊池管内の農地転用面積でございます。

令和8年3月末時点で308ヘクタールと、前回御報告させていただきました令和7年9月末時点から約30ヘクタール増加している状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、資料左下でございます農地の確保について継続的に取り組んでおります。

1項目めのマッチング支援の3ポツ目、農家同士の代替農地確保の加速化に向けた進入路拡幅等の小規模な整備につきまして、本年2月以降、順次事業に着手している状況でございます。

次に、3項目めの農地整備支援の1ポツ目、旧大津牧場跡地の県営モデル整備につきましては、県営事業といたしまして、本年2月から工事に着手しており、整備が完了次第、順次農家に引き渡し、耕作を開始することとしております。

農村計画課は以上でございます。

○米森畜産課長 畜産課です。

右側の畜産農家の営農継続対策についてです。

丸の2つ目、畜産と企業・住民との共生に向けたプロジェクトにつきましては、今年度国の交付金事業として採択されましたので、

畜産への理解醸成や臭気低減対策、飼料確保のための草地造成整備への支援など、取組を開始しました。

丸の3つ目、アンケートの実施については、前回、令和6年度の調査から時間も経過し、畜産農家を取り巻く状況の変化も踏まえ、その現状と必要な支援について、現在、改めてアンケートを実施しております。

今後も引き続き、営農継続に向けた取組を進めてまいります。

畜産課は以上です。

○福永農業技術課長 農業技術課でございます。

本年3月の農林水産常任委員会におきまして、農研センターの地球温暖化対策の研究状況及び成果のPRについて、委員から御提案をいただきましたので、その取組を御報告いたします。

報告資料3の1ページをお願いします。

まず、現在実施中の研究を御紹介します。

上段のとおり、猛暑や暖冬の影響で、水稻、野菜、果樹の品質低下や新たな病虫害の発生が問題になっており、その解決に向け取り組んでおります。

まず、左側の赤色の項目、高温に対応した新品種の開発・選定ですが、水稻では、米が白く濁る白未熟粒が発生しにくい品種の育成、イチゴやかんきつでも、新品種の育成に取り組んでおります。

次に、右側の緑色の項目、高温に対応した安定生産技術の確立では、昨年度、県の奨励品種に選定しました水稻「にじのきらめき」の多収栽培技術、イチゴでは、高価格が期待できる年内収量確保のための花芽分化の安定化技術、冬春トマトでは、障害果の発生を抑える技術の研究を進めております。

続いて、かんきつの「しらぬい」では、果皮が褐変する障害を軽減させる技術の開発などを進めております。

左下の病害虫防除への対応では、発生が増加しておりますトマトキバガの総合防除技術やドローンを活用した夏場の防除の省力化技術の開発に取り組んでおります。

2ページをお願いします。

近年の研究成果を御報告します。

左上の赤の項目、新品種では、高温に強い水稻「くまさんの輝き」、年内収量が多いイチゴ「ゆうべに」、高品質で食味がよく、果皮障害の少ないかんきつ「熊本EC12」など、県のオリジナル品種を育成し、生産現場への普及を進めております。

次に、右側の緑の項目、高温に対応した安定生産技術の確立ですが、冬春トマトでは、春の高温期に果実が黄色くなる黄変果の対策技術を開発、ミカンでは、日焼け果の発生を軽減する炭酸カルシウム水和剤の散布時期や濃度を解明いたしました。

左下の新たな病害虫防除については、トマトキバガに有効な薬剤の選抜、夏場のドローンによる水稻防除の省力効果を解明しました。

最後に、最下段のとおり、研究成果については、発表会や広報誌、ホームページを通じてPRをしております。

特に、高温対策につきましては、去る6月1日に研修会を開催し、市町村やJA等の指導者に周知を図ったところでございます。

今後もしっかりと研究成果のPRに取り組んでまいります。

以上でございます。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

報告資料4をお願いいたします。

水産研究センター赤潮対策プロジェクトチームの取組について御説明いたします。

1ページをおめくりください。

魚類などの養殖業では、令和3年以降、合計で50億を超える漁業被害が発生、ノリ養殖

では、珪藻類の赤潮により色落ちが発生し、品質低下や収穫量が減少しています。

そこで、日本の赤潮研究の拠点である水産研究・教育機構の元所長の板倉博士を特別研究員で招聘し、水産研究センター内にプロジェクトチームを立ち上げ、赤潮研究の加速化を図っています。

プロジェクトチームの成果について、主なものを御報告いたします。

左欄、有害赤潮の早期発見のうち、1、発生状況の分析では、令和7年度のシャットネラについて、冬季底層水温が低かったことで初期の発生が遅くなり、さらに競合するプランクトンが多かったため、赤潮発生は少微となりました。

ただし、図の下、米印にありますとおり、今年度は、国の研究機関の判別モデルによると、シャットネラ赤潮の発生率が高い状況であり、今週6月16日に八代海にシャットネラ属の赤潮警報を発出しています。引き続き警戒をしてまいります。

右中の有害赤潮の発生抑制では、エビ養殖域から珪藻類等を含む海水を放出、その後の調査で海域の珪藻類は増えましたが、遺伝子分析の結果、増えた珪藻が養殖場由来であることは確認できませんでした。

右下、珪藻赤潮によるノリ色落ち被害の軽減技術では、季別運転中、9月から3月にかけて、海域を調査し、あわせまして、ノリの色調を調査した結果、放出口に近い漁場と沖合の漁場での明確な色の差は確認できませんでした。

次のページをお願いいたします。

8年度の取組についてですが、今年度から実施する新たな取組について御説明いたします。

左下、有害赤潮の被害軽減では、熊本大学が開発中である養殖魚へ高水温耐性を付与し、夏の高水温で生残させるための革新的な餌料について、大学と連携し、実証試験を行

います。

右上、有害赤潮の発生抑制では、海底耕うんによる珪藻の増殖の実証試験を実施します。

また、3では、昨年度養殖アコヤガイに被害をもたらしたヘテロカプサ赤潮について、漁場の底泥中のウイルスを活用した防除効果の実証試験を行う予定です。

最下段、研究成果のPRにつきましては、研究成果報告会やホームページなどを通じて、養殖業者等へのPRと併せまして、迅速な発生状況の発信や勉強会を通じて、これらの研究成果を共有してまいります。また、広く県民に対しても周知啓発に努めてまいります。

水産振興課は以上です。

○荒川知章委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 資料の3番、農業研究センターにおける高温対策の試験研究について、改めてこうやって見やすい形でまとめたいただくと、非常に分かりやすく、よく頑張ってるんじゃないということが印象的には分かりました。

内容についても、それぞれ私たちが知っている「くまさんの輝き」、これは2ページなんですけれども、新品種の開発、選定ということで、「くまさんの輝き」や「にじのきらめき」というのは、まだこれから普及なのかというふうに思ってますし、「ゆうべに」やそれから「ゆうばれ」ですね、非常においしいかんきつができているなということを感じております。

問題というか、こういういい品質をしっかりつくっていただいて、今度は普及に回すと、どれだけ農家にこれを普及していくか、そして生産していただくようにしていくか、

そのことがとても大事だと思いますが、その取組について質問をしたいと思います。どのように具体的に取り組んでいただいていますか。

○福永農業技術課長 農業技術課でございます。

農業研究センターの研究成果については、まず、普及に下ろす段階で、現場の農業普及・振興課のほうで、実証圃であったり展示圃を設置して、今、しっかりと普及拡大に努め、農家の方々に実際見ていただいて、普及していくということでございます。

ちなみに、今「くまさんの輝き」のほうも、昨年度は4,000ヘクタールほど作付、普及してございます。また、「にじのきらめき」ももう既に奨励品種になっているんですけども、これも昨年度実績で500ヘクタール、今年はさらにということでございます。

また、イチゴ等もしっかり普及が進んでおりますので、しっかりとそういった形で普及していければというふうに考えております。

以上でございます。

○前川収委員 ありがとうございます。

近年の高温化というのが大前提にあって、地球温暖化対策は急務の話でありますし、しっかりそれに対応した品種もつくっていただいておりますから、そのことの優位性をちゃんと説明いただいて、普及をしてください。

特にお米なんて、昔よかった米がなかなかA等級が取れなくなってしまった。もう明らかに、これは高温障害が出ているという状況もありますので、米どころでもありますから、そういったものの普及にしっかり頑張っていただきたいということと、非常に分かりやすい資料ですから、これからは、こういう資料を我々にも、それから県民の皆さんにも、しっかりPRしていただいて、ああこんなのが熊本でできてるんだということをPR

していただきたいと思います。

以上です。

○荒川知章委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 同じく農業研究センターにお尋ねしますが、本当に、猛暑と暖冬の影響という中で、特に病害虫防除への対応の研究、この中で、新たな病害虫の防除技術の確立とかありますけれど、県が管理している河川、国が管理している河川、こういうところで越冬している害虫ですね。こういう試験研究をやられてるのでしょうか。

あるいは、カメムシがすごく越冬して、今年は大量発生ですけど、私的に言わせると、野焼きが一番だろうと思うんですけど、片方では減農薬を言いながら、その予察も含め、河川で相当そういうことが起きているんじゃないかなと思います。

それから、先ほど宮川さんが言われた集落で活動している錦町の事例ですけども、本当に、用水路も含め、排水路も含め、雑草が繁茂しないように一生懸命頑張って、美しい田園風景をやっていただいて、錦町の人に言わせれば、球磨川内の河川内の一般県道、自転車道もありますけれども、こういうところでの害虫の駆除、もうすごいんですよと言われますけれど、こういうところをやっぱり解消していかないと、グリーン農業とかそういうことにはつながっていかないんじゃないかなと思いますから、その辺の研究も含めていただければなという、これは要望にさせていただきます。何かお答えがあれば、教えてください。

○福永農業技術課長 農業技術課でございます。

河川のほうまでは、ちょっと承知してないんですけども、圃場外のほうの害虫の発生状況のほうは、病害虫防除所、それから研究

所のほうでもしっかり調査をしていただいております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 もう1ついいですか。

すみません。豪雨からの復旧、復興の、先ほどイグサのところでお尋ねすればよかったんですが、イグサを含むこのいぐさラボ、これは、すみませんが、い業センターそのものに、こういう新商品開発機能はもともとなかったんですかね。4ページですね。豪雨からの復旧、復興ですね。

何でこれをお尋ねするかというと、先ほどのイ業振興の中で、幸村委員もお尋ねになりましたけれども、県の職員住宅とか県営住宅の畳の張り替えの件を言われました。市町村に至っては、多分、私の感覚、聞いている範囲、畳表は中国産だと思いますよ。

建築費のコストが物すごく上がってて、これは県産材の畳表ですかという竣工書類の中に、きちっとそれが出てくるかどうか分かりませんが、ぜひ、県有施設だけでなく、市町村もしっかりこの県産畳表を使っていただくことと、今生活スタイルが随分変わって、市町村が造る公営住宅等は洋式化して、ほぼほぼ畳の部屋がなくなりつつあります。

これは畳の部屋がないですねと、先般も相良村の災害公営住宅竣工式に臨みましたが、ここは置き畳で対応されるでしょうという言い方でした。ですから、今度は山江村がアートポリスでやられるのかな、48戸ほど。こういうところに至っては、しっかり県産の畳表を使っていただくようなアプローチが、やはり豪雨からの復旧、復興につながって、次期作への営農意欲が湧くんだと思いますから、そういう遅々たる歩みもしっかり担保していただきますよう、お願い申し上げます。

○荒川知章委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○吉永和世委員 すみません。水研センターの説明ございました赤潮対策プロジェクトチームにおける令和8年度の取組ということでございますが、発生抑制ということで、この新しい事業として説明いただきましたけれども、芦北高校がやっているアマモとか藻場とかそういったものが、聞くところによりますと、赤潮発生の抑制に何か効果があるんじゃないかという話もございますが、その水研センターではどういうふう理解してらっしゃるのか。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

現在、発生抑制について、珪藻というところで着目して試験を組んでいるところでございます。

委員御指摘のとおり、例えばアマモであったり、あと、ほかの藻場という中に、それ自体が栄養塩を吸収しますので、それが海域の環境をよくして赤潮抑制をするのではないかという考え方もございますし、また、アマモに付着している細菌類で殺藻細菌と言われるものがあります。それは、そういう赤潮のプランクトンを殺すような機能を持つ細菌が生息しているんだという研究結果もございますので、藻場を造成していくことで赤潮抑制の一端になるのかなというのは考えているところです。

様々な研究結果がございますので、それらを集めまして、また、この赤潮プロジェクトチームの中でもしっかり検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員 そういったデータがあるとするなら、この中にまた一つ加えていただい

て、発生抑制にぜひ取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○荒川知章委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○荒川知章委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○竹崎和虎委員 冒頭、深川部長の説明の中で、中東情勢の影響、また、原油関連物資のお話があったわけなんですけれども、為替相場も、今朝見たら161円ということで、資材のほうと、そしてまた労務単価、いわゆる人件費の高騰で、いろんな建設コスト、これはどんどん上昇しているわけで、つい先日、熊本市の庁舎、概算の事業費が、もともと616億だったかな、が1,000億から1,200億ぐらいに上がるという記事も出てましたけれども、ちょっと水産のほうにあるんですけれども、住吉漁港のしゅんせつ土砂の受入れ地整備事業、たしか40億ぐらいの大きな事業だったと思うんですけれども、この事業費、コストどうなっていくのかどうなのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

住吉の土砂受入れ地の確保については、喫緊の課題ということで認識しております。

住吉漁港の土砂受入れ地整備につきましては、令和4年3月に、県、熊本市、玉名市、宇土市の4者で、漁港におけるしゅんせつ土砂受入れ地整備に関する基本合意書を締結し、これまで準備を進めてきております。

当初は、住吉漁港の管理者でございます宇土市が事業主体となっておりましたけれども、令和8年度から国のほうが制度を見直し

まして、複数の漁港から発生する土砂を一元的に処理する場合には、県のほうが事業主体として整備が可能となりましたので、本年度から県が事業主体となって事業を進めている状況でございます。

現在、詳細設計を進めておりますが、概算でも委員御指摘のとおり整備費用が増加する傾向でございます。このことから、さらなるコスト削減に向けた対策を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 上昇するのではないかと思いますけれども、今植田課長さんからあったように、県と3市とやっている中で、それぞれしゅんせつの土砂量によって負担割合があったかと思います。やはり各自治体の負担というのは、その割合で上昇するという認識でいいんですかね。

○植田漁港漁場整備課長 現在、費用負担につきましては、受入れの土砂量によって、それぞれの自治体で負担をするということで覚書を締結しております。

○竹崎和虎委員 各基礎自治体さんもそうですけれども、単年に出せる予算って決まっているというか、アッパーもあると思うんですよね。となってくると、そもそもの計画自体が遅れていくんじゃないかという心配があるものですから、先ほどコスト削減の話もありましたけれども、そこら辺どうなんですか。その計画どおりで進んでいくのか。

○植田漁港漁場整備課長 本年4月から、天草市の御所浦町におきまして、民間処分場のほうが土砂受入れを開始したところでございます。必要に応じまして、この民間土砂処分場のほうを活用しまして、効率的な整備を行うことで、各漁港管理者のほうの負担金が迎

えられるような努力をしていきたいというふうに思っております。あわせて、コスト削減だったり工期の短縮だったりということを検討していきたいというふうに考えております。

○竹崎和虎委員 ありがとうございます。

今、御所浦のほうで受入れが開始されたということですが、そこは、海のしゅんせつ土砂だけでなく、建設土砂であったりとか、民間の土砂であったりとか、いろんな災害土砂も含めて、多分受け入れられるのかなと思うものですから、限りがあるんですよね。有限だと思うものですから、そこもいっぱいになったらまた大変なことになりますし、漁業者の方々の、特に、この土砂のしゅんせつというのが、一番要望で聞くものですから、これをやってくれ、やってくれ、増やしてくれという中で、やはりその受入れ地をちゃんと確保しとかなないと、それも進んでいかぬものですから、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○荒川知章委員長 ほかに何かございませんか。

○緒方勇二委員 すみません。深川部長の冒頭の説明の中で、毎年5月に山地防災パトロールや治山施設の点検を行っております、地域住民の方々に実施状況を周知し、と言われてますが、これはどういう周知のされ方されてます。

というのが、これは、レッドゾーンとかイエローゾーン、防災マップで、浸水想定区域もそうですが、みんな認識をしてるんですね。すべからく早めの避難につながるようになります。治山施設とか、こういうところがたまってますよとか、点検をされて、どういう状

況ですというのが、どういうふうに周知されてるのかなと、いつも気になります。

これは、水防点検も同じですよ。堤防の弱さが、どれほど強く、しなやかになって強化されたのかすら住民は知らないし、あるいは、弱きを知っているかといえば、弱きを知ってない。こういう県民に対する周知ですね、これは周知を図りとされてますから、防災意識の向上を図っていますということですから、どういうことをされてるのかなと思って、まずはそのことをお聞かせください。

○野田森林保全課長 森林保全課でございます。

山地防災パトロール、冒頭の部長の説明にもありましたとおり、今年5月10日から30日にかけて、地元の市町村と連携する形で広域本部主体でやってきたところでございます。

1つ周知の方法としては、そのパトロールの状況にあるテレビ局のほうに取材いただきまして、それをお昼とかのニュースで流していただきまして、そういった治山施設における対策を講じていること、それをテレビを通じて周知できたとは思っております。

また、これは令和2年7月豪雨に関する話ではございますけれども、球磨管内におきましては、発災以降、地元10市町村における広報誌、例えば、あさぎり町であれば町の広報、五木村であればかわら版、そういった紙ベース、あるいはインターネットも含めてですけれども、いろんな町の既存の媒体、方法を用いまして、広報をやっております。

内容としましては、過去に取り組みました治山施設の状況写真、あるいは施設を設置する前と設置した後の写真、そういった比較できるものなどを駆使しながら、写真あるいは表あたりを用いまして、周知を図っているところでございます。

いずれにしても、そういった情報をも

って、冒頭部長の話にありましたとおり、地域住民の方に防災意識の向上をより図っていただくようなことを今後も引き続き実施していきたいと思っております。

以上です。

○緒方勇二委員 すみません。地元の新聞とかで、山地災害のパトロールが行われましたとか、水防点検の何か所点検を関係者が相寄りされましたという報道でしか知らないんですよね、私たち。どこが弱いのか、あるいは、治山ですから、管理型もあれば、それはすぐさま取らにやいかぬとか、こういうことを取って安全度を上げましたとか、そういう周知の仕方、もうちょっと工夫の仕方があるんだろうと思いますから、防災担当の役場の職員止まりじゃなくて、せめて県民に広くそういうことを周知できるような仕組みづくりに相努めていただきますよう、お願い申し上げます。

○荒川知章委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○荒川知章委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長